

原議保存期間	30年(令和33年3月31日まで)
有効期間	一種(令和33年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙保発第20号
令和2年10月9日
警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令の施行について(通達)
銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第305号。別添参照。)が本日公布及び施行されたところであるが、その趣旨及び概要並びに運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 趣旨

拳銃射撃競技のトップアスリートの強化練習拠点として、独立行政法人日本スポーツ振興センターが射撃場を整備したところ、同センターが拳銃の保管を行うことができるよう、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)を改正するものである。

2 概要

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第10条の5第1項第2号の規定により、国際的な規模で開催される運動競技会の拳銃射撃競技に参加する選手又はその候補者は、一定の場合を除き、政令で定める者に所持許可を受けた拳銃の保管を委託しなければならないとされているところ、この政令で定める者として、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」を追加することとした。

3 運用上の留意事項

銃刀法第10条の6第1項の規定により、都道府県公安委員会は、銃刀法第10条の5の規定により拳銃を保管する者に対し、その保管の状況について必要な報告を求めることができることとされているところ、当該規定の適正な運用に努めること。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年十月九日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百五号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十条の五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。
第三十三条第二項第二号中「警察署長」の下に、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」を加える。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 菅 義偉